

↳ 超過物納した場合

Q : 父の相続税を金銭で納付できなかったため、土地で物納しました。ところが、この物納財産の価額が相続税の納税額より多かったので、金銭にて過納付分の還付を受けました。この還付金の取扱いはどうなりますか？

A : 過納付分として還付を受けた金額は、譲渡所得として所得税の課税対象となります。

【解説】

物納は、原則として相続税額を超える価額の財産ですること認められません。したがって、分割可能な財産であれば、まず分割を行って納付に充てる必要がありますが、相続税の納税義務者に、他に物納に充てるべき財産がなく、その財産の分割も不可能で、かつ、その財産を物納する以外に納付が困難と認められる場合には、超過物納が許可されることがあります。そして、この場合には、物納財産の収納価額と納付すべき相続税額の差額は金銭で還付(還付金)されることとなります。

ところで、相続税の物納があった場合には、その物納財産の譲渡はなかったものとみなされますので、原則として所得税は課されません。これは、物納が譲渡対価を金銭で受領しないことや、相続税の金銭納付が困難な場合の納付の特例であることなどから担税力がないと考えられるからです。

しかし、上記のような還付金についてはまだこの非課税の規定は適用されませんから、この還付金相当額については、通常の資産の譲渡と同様に、譲渡所得として所得税の課税対象となります。

